**（６）特許専用実施権許諾契約書**

○○株式会社（以下「甲」という。）と△△株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が有する特許第×××号　発明の名称「　　　　　」（以下「本特許権」という。）について、次のとおり契約を締結する。

第１条（権利の許諾）

甲は、乙に対し、本特許権についてその範囲全部にわたる専用実施権を許諾する。

２　乙が第三者に通常実施権を許諾しようとする場合は、乙は、事前の文書による甲の承諾を得る。

第２条（設定登録）

乙は、乙の費用で前条に基づき許諾された専用実施権（※）の設定登録を行うものとし、甲は、これに必要な資料を無償で乙に提供し、設定登録に協力する。

|  |
| --- |
| ・出願中の特許出願については、仮専用実施権に置き換えてください。 |

第３条（対価及び支払方法）

本契約第１条に定める専用実施権の許諾の対価として、乙は、甲に次に定めるイニシャル及び実施料に消費税を加算して甲の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。

この場合、銀行振込手数料は、乙の負担とする。

１．イニシャル　　　　　万円

支払期日　　　 本契約締結の日から○日以内

２．実施料　　　　毎年３月３１日及び９月３０日に先立つ６ヶ月間に販売した本特許権に基づく製品（以下「本製品」という。）の販売価格の○％

支払期日　　　毎年３月３１日及び９月３０日から○日以内

第４条（実施報告）

乙は、甲に対し、毎年３月３１日及び９月３０日に先立つ６ヶ月間に販売した本製品の型式、単価、販売数量、販売先、総販売額、実施料及び消費税を記載した実施報告書を毎年３月３１日及び９月３０日より３０日以内に提出する。

２　乙は、甲に対し、当該期間に本製品の販売実績がない場合も、その旨を記載した報告書を提出する。

第５条（帳簿閲覧）

本契約の期間中及び本契約終了後２年間、乙は、甲から要請されたときは、本製品の実施料を確定するために必要な帳簿、伝票その他の書類を甲の閲覧に供する。

第６条（対価の不返還）

本契約に基づき乙から甲に支払われた対価は、いかなる事由による場合でも乙に返還しない。ただし、明白な誤計算の場合を除く。

第７条（保　証）

甲は、本契約に基づく本製品の製造・販売から生じる乙のいかなる損害についても責任を負わない。

第８条（侵害の排除）

乙は、第三者が本特許権を侵害し又は侵害しようとしていることを知ったときは、直ちにその旨を甲に通知し、乙の費用と責任で、侵害の排除又は予防を行い、甲は、乙に対し、これに必要な資料を無償で提供する。

第９条（特許表示）

乙は、本製品に特許表示を付す。

第１０条（解　約）

甲及び乙は、誠意をもって本契約を履行し、甲又は乙が本契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、その損害賠償の責を免れない。

２　甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、書面による催告後○日を経過しても当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができる。

第１１条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から本特許権の消滅の日までとする。

第１２条（協　議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は解釈に疑義ある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和××年×月×日

　　　　　（住所）

　　　甲　○○株式会社

　　　　　代表取締役社長　（氏名）　印

　　　　　（住所）

　　　乙　△△株式会社

　　　　　代表取締役社長　（氏名）　印

**特許専用実施権許諾契約書チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 条文 | チェック項目 |
| 前　文 |  |
| 第１条　権利の許諾 | ①範囲　②再実施権 |
| 第２条　設定登録 | ①登録権利者（専用実施権者）②登録義務者（権利者） |
| 第３条　対価及び支払方法 | ①支払い方式　②金額　③支払時期　④消費税　⑤銀行振込手数料 |
| 第４条　実施報告 | ①報告内容　②報告時期　③実績無い場合の報告義務 |
| 第５条　帳簿閲覧 | ①閲覧者　②閲覧できる帳簿　③閲覧時期　④帳簿の保管 |
| 第６条　対価の不返還 | ①返還義務の有無 |
| 第７条　保証 | ①保証の有無　②範囲 |
| 第８条　侵害の排除 | ①排除義務　②協力内容 |
| 第９条　特許表示 | ①義務の有無 |
| 第１０条　解約 | ①事由 |
| 第１１条　契約期間 | ①始期　②終期 |
| 第１２条　協議 | ①疑義ある事項の処理方法 |
| 後　文 |  |